

別表 2

卒業後 5 年間（実施要綱第 7 条の規定に該当する場合には 3 年間）従事することにより返還が免除となる福祉に関する相談援助業務

◇地域保健法関係

- ・保健所の精神障害者に関する相談援助業務を専任で行っている**精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー**

◇児童福祉法関係

- ・母子生活支援施設の**母子指導員、少年を指導する職員**
- ・児童養護施設、乳児院、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設の**児童指導員**
- ・重症心身障害児施設の**児童指導員、心理指導を担当する職員**
- ・児童自立支援施設の**児童自立支援専門員、児童生活支援員**
- ・児童家庭支援センターの**相談員**
- ・児童相談所の**児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員**
- ・厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の**児童指導員**

◇医療法関係

- ・病院、診療所の**相談員**

◇身体障害者福祉法関係

- ・身体障害者更生相談所の**身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー**
- ・身体障害者福祉センターの**身体障害者に関する相談に応ずる職員**

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係

- ・精神保健福祉センターの精神障害者に関する相談援助業務を専任で行っている**精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー**

◇生活保護法関係

- ・救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設の**生活指導員**

◇社会福祉法関係

- ・福祉事務所の**査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員（ケース・ワーカー）、家庭児童福祉主事、専任の家庭相談員、面接相談員、専任の婦人相談員、専任の母子自立支援員（専任の母子相談員）**

◇売春防止法関係

- ・婦人相談所の**相談指導員、判定員、専任の婦人相談員**
- ・婦人保護施設の**入所者を指導する職員**

◇知的障害者福祉関係

- ・知的障害者更生相談所の**知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー**

◇老人福祉法関係

- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人サービスセンター、老人介護支援センターの**生活相談員（生活指導員）、相談援助業務を行っている専任の職員等**
- ・有料老人ホームの**生活相談員**

◇母子及び寡婦福祉法関係

- ・母子福祉センターの母子相談員

◇介護保険法関係

- ・指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設の生活相談員、介護支援専門員、支援相談員（相談指導員）
- ・地域包括支援センターの包括的支援業務に係る業務を行う職員（保健師、主任介護支援専門員等）
- ・特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設の生活相談員、計画作成担当者
- ・通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を行う施設（老人サービスセンター・老人短期入所施設を除く）の生活相談員
- ・通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を行う施設の支援相談員
- ・認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人サービスセンターを除く）の生活相談員
- ・小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設の介護支援専門員
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設の生活相談員、介護支援専門員
- ・居宅介護支援事業を行っている事業所の介護支援専門員
- ・介護予防支援事業を行っている事業所の担当職員

◇障害者自立支援法関係

- ・障害者支援施設の生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
- ・地域活動支援センターの指導員
- ・福祉ホームの管理人
- ・身体障害者更生援護施設の生活支援員、指導員
- ・精神障害者社会復帰施設の精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人
- ・知的障害者援護施設の生活支援員
- ・障害福祉サービス事業の生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
- ・児童サービス事業を行っている施設の相談援助業務を行っている専任の職員

◇のぞみの園法関係

- ・のぞみの園法に規定する施設の相談援助業務を行っている専任の指導員、ケースワーカー

◇更生保護法関係

- ・地方更生保護委員会、保護観察所の保護観察官

◇更生保護事業法関係

- ・更生保護施設の補導主任、補導員

◇労働災害補償保険法関係

- ・労災特別介護施設の相談援助業務を行っている主任指導員

◇「高齢者総合相談センター運営要綱」関係

- ・高齢者総合相談センターの相談援助業務を行っている専任の相談員

◇「隣保館の設置及び運営について」関係

- ・隣保館の相談援助業務を行っている専任の指導職員

- ◇「日常生活自立支援事業実施要領」関係
 - ・都道府県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業実施要領に規定する専門員
- ◇「社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱」関係
 - ・市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員、その他相談援助業務を行っている専任の職員
- ◇「知的障害者福祉工場設置運営要綱」関係
 - ・知的障害者福祉工場の相談援助業務を行っている専任の指導員
- ◇「心身障害児総合通園センター設置運営要綱」関係
 - ・心身障害児総合通園センターの相談援助業務を行っている専任の職員
- ◇「児童自立生活援助事業実施要綱」関係
 - ・児童自立生活援助事業を行っている施設の相談援助業務を行っている専任の相談員
- ◇「子育て短期支援事業実施要綱」関係
 - ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライト）事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、里親等の相談援助業務を行っている専任の職員
- ◇「地域子育て支援拠点事業実施要綱」、「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業」関係
 - ・地域子育て支援拠点事業を行っている施設の相談援助業務を行っている専任の職員
- ◇「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」関係
 - ・母子家庭等就業・自立支援センターの相談援助業務を行っている選任の相談員
- ◇「重症心身障害児（者）通園事業実施要綱」関係
 - ・重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設の児童相談員
- ◇「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」関係
 - ・点字図書館、聴覚障害者情報提供施設の相談援助業務を行っている専任の職員
- ◇「地域生活支援事業実施要綱」関係
 - ・身体障害者自立支援事業、日中一時支援事業、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業を行っている施設の相談援助業務を行っている専任の職員
- ◇「精神障害者地域移行支援特別対策実施要綱」関係
 - ・精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設の地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- ◇「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」関係
 - ・生活支援ハウスの生活援助員
- ◇「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」関係
 - ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等の生活援助員
- ◇「地域福祉センター設置運営要綱」関係
 - ・地域福祉センターの相談援助業務を行っている専任の職員
- ◇「ホームレス対策事業実施要領」関係
 - ・ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所の相談援助業務を行っている専任の相談員
- ◇「ホームレス対策事業実施要領」関係
 - ・ホームレス自立支援センターの生活相談指導員
- ◇「ひきこもり対策推進事業実施要領」関係
 - ・ひきこもり地域支援センターのひきこもり支援コーディネーター

◇「地域生活定着支援事業実施要領」関係

- ・地域生活支援センターの相談援助業務を行っている選任の職員

◇「発達障害者支援センター運営事業実施要領」関係

- ・発達障害者支援センターの相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

◇「障害者の雇用の促進等に関する法律」関係

- ・広域障害者職業センターの障害者職業カウンセラー
- ・地域障害者職業センターの障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
- ・障害者雇用支援センターの同法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
- ・障害者就業・生活支援センターの生活支援担当職員

◇「障害者雇用納付金制度」関係

- ・第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人の第1号職場適応援助者養成研修を終了した選任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

◇「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」関係

- ・同実施要領に基づく教育機関のスクールソーシャルワーカー

◇その他

- ・その他福祉に関する相談援助を行う施設又は事業として会長が認めたもの。

※上記職種の他に、当該施設の長の業務も含まれます。ご不明な点等については、ご相談ください。